

# L.T. ホブハウスの福祉政策論と経済思想： 富の社会的要素への所有権

江 里 口 拓

1. 研究史とフレームワーク
2. 社会保険，公的扶助と垂直的再配分  
(1) 無拠出年金と救貧法，(2) 疾病保険，失業保険
3. 富の社会的要素への所有権回復と社会改良
4. 『少数派報告』批判
5. 結論

## 1. 研究史とフレームワーク

本稿の課題は，ニュー・リベラリズムの代表的論客である L.T. ホブハウス (Leonard Trelawney Hobhouse: 1864-1929) について，福祉政策論に着目することで，その経済思想の特徴を描き出すことである。そもそも福祉国家の経済思想史において，ホブハウス研究には遅れがみられる。その理由として，ホブハウスが教科書的理解にあまりに適合的だったという皮肉な事情があるろう。ホブハウスの紹介のされ方は，表面的には I. バーリンの積極的自由論の典型例<sup>1)</sup>として，T.H. マーシャルのいう社会権的図式にぴったり収まっていた。例えば，安保 (1981-1984 [2005])，毛利 (1981 [1990])，大沢 (1986) などの1980年代の諸研究がホブハウスに触れ，「自由党の諸改革 (リベラル・リフォーム)」を支えた「自由主義の転換」における積極国家論 (社会改革における国

---

1) Berlin (1969)

家介入の正当性)の画期性と、福祉国家における社会権の成立という物語を描いてきた<sup>2)</sup>。筆者もこうした優れた問題提起に導かれて、福祉国家研究を志した一人である。

しかし、ホブハウス研究にも新たな段階がきている<sup>3)</sup>。近年、福祉国家の経済思想史研究が進む中で、A.マーシャル、ピグー、ベヴァリッジ、J.A.ホブソン、ウェップ夫妻、ボザンケ夫妻らの同時代人について、多くの研究が蓄積されてきた<sup>4)</sup>。1980年代よりも格段に見通しのよくなった地図の上で、ホブハウスの議論の内在的再構成が可能になりつつある。

その際、J.ハリスによる指摘は重要である。すなわち「社会福祉」についての思想は、政治論的なスペクトラムを横切ることがあるし、特定の政策における左派・右派の意味についての前提は、しばしば間違いである」(Harris 1997, 119)。「ニュー・リベラリズム」という用語も、しばしば自由党“左派”と描写されるように、政治論的な左・右・中道というレッテルが、内在的理解への無関心を助長する危険性をはらんでいる。ハリスに従えば、政策・理論・思想という各次元を注意深く吟味することで、思想史の常識を超える新しい知見が得られよう。

本稿では、リベラル・リフォーム(1908-1911)前後に執筆された三著作『自由主義』(1911a)『社会進化と政治思想』(1911b)、『労働運動』(1912：初版は1893)を用い、福祉政策論の切り口からアプローチを行う。その際、ホブハウスの政策論の特徴を、ベヴァリッジとウェップ夫妻との間の、特異な位置関係からあぶり出してみたい。次に、固有の経済思想史として、ホブハウスの主張

---

2) 安保(1981-1984)については、高田実編の安保(2005)の第4章～第7章を参照。初出年は、4章1981年、5章1981年、6章1982年、7章1984年である。毛利(1981)については、毛利(1990)の第2章に再録されている。

3) 従来のホブハウス研究としては、尾崎(1995, 2008)八田(2001b)、山本(2009)などがある。寺尾(2011, 2012, 2014)は、近年の研究成果を踏まえた政治思想・社会学史の視角からの本格的かつ射程の広いホブハウス研究である。

4) 福祉国家の経済思想史の新たな課題についての見取り図については、江里口(2001)を参照していただきたい。マーシャルについては、近藤(1997a, 1997b)、西沢(2007)、松山(2014)、ピグーについては本郷(2001, 2007, 2009)、山崎(2011)、ベヴァリッジについては小峯(2007)、ホブソンについては姫野(2010)、八田(2001a, 2001b)、尾崎(2008)、ウェップ夫妻については江里口(2008)、ボザンケについては柴田(2006)、江里口(2007)、寺尾(2012)を参照

を再構成してみたい。過少消費説のように目立った特徴をもつ J. A. ホブソンと比較して見えにくいホブハウスの経済論は、実は、宇沢弘文「社会的共通資本」に近い内容をもっており、富の社会的要素への所有権回復という視座から貧困・格差問題にアプローチしていた事を確認していく。そして最後に、再び福祉政策論に立ち戻り、ホブハウスにおけるリベラルリフォームの思想的特徴を、ウェッブ夫妻との比較で明らかにしてみたい。

## 2. 社会保険、公的扶助と垂直的再配分

ホブハウスの福祉政策論は、その政策メニューへの立ち込んだ検討が不十分なままに、バヴァリッジの社会保険計画（リベラル・リフォーム）との緊密性、およびウェッブ夫妻（救貧法少数派報告）との対立点が強調されてきた。そもそもリベラル・リフォーム自体が、ウェッブ夫妻による少数派報告や救貧法解体運動を「出し抜く」<sup>5)</sup>ものであったこともあり、J. ハリスの言う「政治学的なスペクトラム」のもとでの図式化が先行してきたことになろう。

研究史にも事情がある。ニュー・リベラリズム研究は、その前段階として、いわゆる「フェビアン神話」の打破という問題提起によって道を開かれた。「フェビアン神話」とは、マクブライア (McBriar 1962) らの成果をもとに、マルクス派の巨匠 E. J. ホブズボーム (Hobsbawm 1964) が作り出したキャッチフレーズである<sup>6)</sup>。E. R. ピーズ『フェビアン協会の歴史』(Pease 1925) をはじめとする、“フェビアン協会＝イギリス社会改革の最大の功労者”という歴史観への批判である。「フェビアン神話」の打破は、マルクス派およびニュー・リベラルの双方からの知的営為でありえたが、クラーク (Clarke 1971) による先駆的な業績<sup>7)</sup>などに代表されるように、後者が次第に勢いを増すこととなった。

そして、福祉政策論としてのニュー・リベラリズム研究を決定付けたのが、

---

5) 自由党政府、地方政府庁長官ジョン・バーンズの言葉 (Cole 1945, 106, 訳 155)。

6) Hobsbawm (1964), 251, 訳 227

7) クラーク (1971) の序文には、階級政党である労働党の躍進のもとで自由党の凋落という歴史観への異議申し立てがなされており、この「フェビアン神話」打破と、非常に緊密な視座が示されている (Clarke 1971, vii)。

フリーデン (Freeden 1978) である。フリーデンは、フェビアンおよび T.H. グリーン双方の知的影響力を相対化し、ニュー・リベラリズムの福祉国家形成における正統性を主張した。ただし、フリーデン (1978) の研究対象は J.A. ホブソンであり、ホブハウスへの言及は副次的であった。この点を補うのが、コリーニ (1979) である。コリーニは、ホブハウスにおける「自由主義的社会主義」を紹介するにあたって、フェビアンに向けられた「官僚的社会主義」という批判に着目を促した<sup>8)</sup>。この点はホブハウスの位置づけには有益な手がかりだが、コリーニ (1979) の関心は「社会進化論」等のインテレクチュアル・ヒストリーにあり、福祉政策論における個別メニューには立ち入って検討していない。

もちろん、ホブハウスの福祉政策論に肉薄した研究もある。例えば、大沢 (1986) は次のように述べていた。

「〔救貧法少数派報告と〕同じ時期に、しかしウェッブとは異なる地平において、J.A. ホブソン、L.T. ホブハウスら“新自由主義”者〔ニュー・リベラル〕は、イギリス救貧法のもとですでに困窮者が“公共資源に対する請求権”を保障されてきた、という認識に立ち、この請求権の拡張・再建による“市民権の社会的内容の充実”をめざしたのであって、少数派報告の立場はこのような新自由主義〔ニュー・リベラリズム〕的指向と鋭く対照されねばならない」(大沢 1986, 235-236, [ ] 内は引用者)

「自由党政府による社会保険システムの導入は、ただ事前の一部拠出のみを条件として“社会から個人への給付”を“権利”化する…という道を開くことになる」(大沢1986, 237)

ホブハウスのテキストで言えば、『自由主義』(Hobhouse 1911a)における「実際に、現存のイギリス救貧法は、かろうじて生活必需品を受ける権利を全ての人に認めている」(Hobhouse 1911a, 96, 訳 138) という箇所であろう。ここで大沢は、いわゆる「権利」論すなわち社会権的構図のもとに、社会保険派と同一陣営にホブハウスを配置し、ウェッブ夫妻の『少数派報告』の「官僚主義」

---

8) Collini (1979), 129

「統制」指向と対立的に描いていた。

この点においては、大沢（1986）の先行研究である毛利（1981 [1990]）も同様である。毛利（1990）は次のように述べていた。

「なるほど社会保険は一面では自由主義との断絶といえる性格をもつが、他面では自由主義との連続性も否定できない。…個人は保険料支払いにたいする反対給付として一ベヴァリッジ報告が繰り返し強調したように一危急時の救済を“権利として”得るのである。われわれが社会保険について語る場合には、この個人のイニシアティブを重視する自由主義的性格を看過してはならない。」（毛利1990, 69-70）<sup>9)</sup>

ここでは、毛利（1981 [1990]）の主題であるベヴァリッジと、ホブハウスとの「権利」性認識における共通性、自由主義的系譜が描き出されていた。いずれも筆者が非常に多くを学んだ先駆的な先行研究であるが、近年の研究の進展とともに、乗り越えられるべきいくつかの問題が見えてきたことも否めない。

というのも、近年の研究史に照らせば、リベラル・リフォームの推進者たちが、実は一枚岩ではなかったことが明らかになりつつあるからである。大づかみに二分すれば、ホブハウス、ホブソンらの真正のニュー・リベラルと並び、社会保険派とも言うべきベヴァリッジ、ルウエリン・スミスらとは、区別して議論されるべきだと指摘されているからである。例えばフリーデンは、ニュー・リベラルの人間把握の包括性と比較して、ベヴァリッジを「ニューリベラルの代表とみなすことは慎重に控えるべきだ」と主張していた（Freeden 1978, 210-211）また、J.ハリスは当時の失業問題をめぐって「経済学者」（マーシャル、ウェップ夫妻、ピグー）、「異端派」（ホブソン）、「理性的官僚」（ルウエリン・スミス、ベヴァリッジ）という区分をしていた（Harris 1997, 62）。

そもそもホブハウスは、社会保険（チャーチル、ベヴァリッジ）、あるいは人民予算（ロイド＝ジョージ）などの個々の政策メニューにどのようなスタンスをとっていたのだろうか。また、『救貧法少数派報告』（ウェップ夫妻）に対する「官僚主義」という批判には、いかなる意図が込められていたのだろうか。

---

9) 該当箇所の初出は1981年論文であるが、引用の簡便さから1990年版の単著のページ数を記す。

以下、リベラル・リフォームと『少数派報告』をめぐる個別政策メニューへの表面的な賛否をあえて、概観して比較することから手がかりをつかんでみたい。

「救貧法に関する王立委員会」（1905～1909）および「リベラル・リフォーム」（1908～1911）へといたる、当時の社会保障トピックをめぐるホブハウスの主張を、所得分配の問題として単純化して比較してみると、以下の表1のようになる。

表 1

	ホブハウス	ベヴァリッジ	ウェット夫妻
人民予算	◎	△	○
疾病保険	△	○	×
失業保険	△	◎	×
無拠出老齢年金	○	△	◎
公的扶助	○	△	◎
最低賃金	○	△	◎

◎は積極的賛成もしくはオリジナル提案，○は賛成，△は消極的賛成，×は反対とした<sup>10)</sup>。

項目だけから見ると、ホブハウスの政策メニューは、ベヴァリッジよりも、ウェット夫妻と類似点が多い。ホブハウスとウェット夫妻には、リベラル・リフォームの目玉であった社会保険への冷淡さと、税による無拠出年金への賛成などにおいて、意外な共通点が見られる。ここでこの両者の共通点を、垂直的再配分モデルと便宜的に呼んでおこう。このことは、リベラル・リフォームが、ベヴァリッジ、ルウエリン・スミスら社会保険派と、ホブハウス流の垂直的再配分モデルとの混合物であったことを物語っている。以下では、無拠出年金、救貧法、疾病保険、失業保険の順に、ホブハウスの福祉政策論について見ていこう。

10) 小峯（2007）、江里口（2008）を参照。なお、山本（2008）によれば、ホブハウスは家族単位の公的扶助を支持し、ウェット夫妻の少数派と対立したと整理されているなど、相違点もあるが後の課題とする。

### (1) 無拠出年金と救貧法

まずは年金について見ていこう。ホブハウスはこのように述べていた。

「老齢年金制度のケースでは、貧困者への低いミニマム額を供与することとなった。…1909年〔人民〕予算による財源とあいまって、老齢年金は、この財源を明示的に“剰余”から負担する試みであり、ここで擁護される原則〔剰余の社会的コントロール〕と完全に一致するものである。」(Hobhouse 1912, 134〔 〕内は引用者)

1908年に成立した無拠出老齢年金（公的扶助）のことであるが、財源はロイド・ジョージの人民予算による累進所得税・相続税に求められた。「剰余」の社会的コントロールとは、後述するホブハウスの分配論における利潤（マーシャルの「準地代」<sup>11)</sup>）および地代・利子などの不労所得への課税による再配分のことである。この無拠出年金は、後の1925年に拠出制（社会保険）へと移行した短命な制度であったので、ベヴァリッジ原則からは、過去の遺物とみなされがちである。しかし、ホブハウスはこうした無拠出年金を、垂直的な所得再配分の視点から高く評価していたことは注目されるべきである。

あまり知られていないが、この無拠出老齢年金は、C. ブースやシドニー・ウェブの提案と非常に近いスタンスにあった。ホブハウスの年金論は、政策論としてウェブのそれと非常に近い。ウェブは、救貧法改正との関係で無拠出年金を早くから提唱していた。ホブハウスは、この無拠出年金について「国家が適切な原理のもとで、負担を自らに課した」点を高く評価し、この「原理を正確に理解することが重要」だと述べていた (Hobhouse 1911a, 93, 訳134)。

まず、ホブハウスは先行する救貧法による高齢者救済について言う。

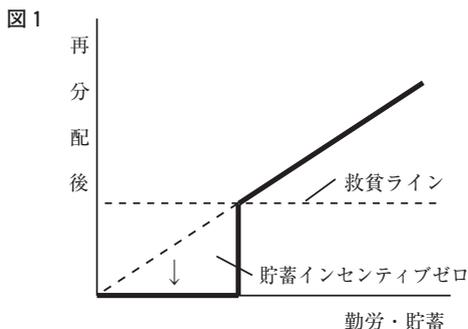
「すでに救貧法が、餓死のないように老人と貧民一般に保障を与えていた。しかし、救貧法は極貧局面でのみ作動し、自ら助けてきた人を助けなかった。ワークハウスよりも快適な生活を、自力で達成する蓄えが期待できなかった多くの人々にとって、救貧法は自助への動機にならなかった。」(Hobhouse

---

11) ホブハウスは、「利潤」について、マーシャルの「準地代」概念を引用していた (Hobhouse 19112, 112)。

1911a, 93, 訳 134)

ロジックはこうである。図1を参照いただきたい。当時の救貧法においては、真に窮迫したケースとして、貯蓄ゼロの場合にのみ、院外救済などの給付（事実上の年金）がなされていた。この場合、下手に中途半端な額の貯蓄があるために、救済を拒否されるよりも、貯蓄をすっかり使い果たすことで、救済を得ようとする誘因が働くことになる。特に、救貧法による給付水準より高い貯蓄が期待できない低所得層には、勤労・貯蓄へのインセンティブが働かないことになる。自助を目的とした救貧法が、貧困層の自助を妨害しているというわけだ。このホブハウスのロジックは、ウェップによる、救貧法批判＝無拠出年金構想と同一のものである<sup>12)</sup>。

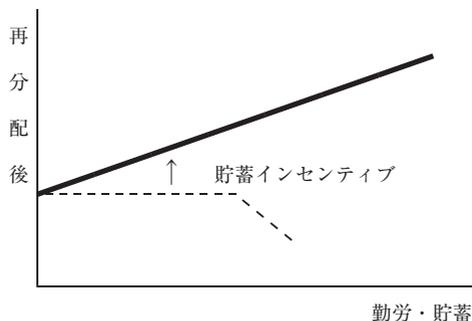


それでは、新しい制度である無拠出老齢年金であればどうか。ホブハウスはいう。

「これに対し、〔無拠出〕年金制度は困窮調査を廃止した。それは一定のミニマム、つまりそれならばやっつけられる基礎、自立した儉約家が自足した生活を展望できる基礎を与える。それは墮落への麻薬ではなく、自助や友愛的援助、子供の扶養へむけた刺激であり、万人が等しく利用できるものである。それは自立への条件の一つであり、自発的努力をする人はこれを利用でき、また逆に、十分利用しようとするれば、自発的努力を必要とさせるものであ

12) ウェップの無拠出年金論については、さしあたり Webb (1890) を参照。

図 2



る。」(Hobhouse 1911a, 93, 訳134)

無拠出老齢年金の仕組みはこうである。図2を見ていただきたい。給付にあたっては、70歳以上の高齢者を対象とし、一般財源から扶助として最大で週5シリングを給付する。扶助支給にあたって貯蓄を使い果たす必要がないので、低所得層にも自己の境遇を改善しようとするインセンティブが作用することになろう。なお、収入が一定額（週8シリング，年21ポンド）を超えると支給額は徐々に減額され、上限額（週12シリング，年31ポンド10シリング）を超えると停止される事になっていた<sup>13)</sup>。

これは意外にもフリードマンらの言う「負の所得税」に類似した議論である。通常、フリードマンについては福祉国家批判のみが注目されるので、ホブハウス、ウェット夫妻との類似点は看過されがちであろう。フリードマンの議論と、歴史的背景が異なるので単純比較は出来ないが、ともに勤労・貯蓄へのインセンティブ強化を目指した制度設計である事は注目に値しよう<sup>14)</sup>。ハリスの言う左派・右派のレッテルを超えた福祉思想の一例でもある。

13) Wilson and MacKay (1941), 46

14) Fitzpatrick 1999の第5章を参照。フリードマンの負の所得税については、Friedman (1962)の12章を参照。

## (2) 疾病保険，失業保険

次に社会保険についてはどうであろうか。まず、疾病保険についてホブハウスは『社会進化と政治思想』（1911）では、「病氣と就労不能についてはドイツ・モデルの方向で保険計画が議会に提出され、少なくともかなりの国家による供与をもたらすとされている」と評価していた。その力点は、拠出制の理念（拠出を引き替えの「権利」）にではなく、三者拠出による国庫負担すなわち税による所得再配分にあった（Hobhouse 1911b, 177）。しかし、1911年の疾病・失業保険の導入を経た『労働運動』（1912）では、やや批判的に次のように述べていた。

「疾病，失業保険の場合は，〔剰余の社会的コントロールとは〕異なる方法がとられた。経費の大部分は使用者と従業員に課され，国家はほんの一部しか拠出しない。この方法はより問題視されるべきだ」（Hobhouse 1912, 134-135, [ ] 内は引用者）。

ホブハウスは，社会保険における国庫負担が期待したほど大きくないことを批判していた。さらに，拠出制は低所得者には負担が大ききこと，労使への保険料の賦課は雇用への税となり雇用を減少させることなどを批判し，「重要なことは，貧しい賃金稼得者の単なる救済のためではなく，雇用への課税の軽減もしくは究極的廃止のために，国家がより大きな負担をすべき必要性を主張することである」と述べていた（Hobhouse 1912, 135-137）。

毛利（1981），大沢（1986）の基本図式からは，説明が難しい箇所である。「権利」論としてのベヴァリッジとの連続性でみるならば，リベラル・リフォームの目玉である社会保険（拠出原則による水平的再配分）をこそ高く評価すべきであろうが，ホブハウスは国庫負担（垂直的再配分）だけに意義を見いだし，そのさらなる拡大を主張していたのである。

さらに失業問題については詳細な記述がある。まずは，公共事業についてである。ウェブの『少数派報告』における反循環的な公共事業について，ホブハウスは言う。

「失業について問題は無限に複雑だが，実験的な解決法しか提出されていない。しかし，国家責任はますます認められてきている。失業の数字が増大す

るとすぐ、季節的なものであれ、循環的なものであれ、公的な職の供与への要求がなされ、実験によれば、正規の救済事業は非常に不満足であり、地方では公的見地から必要とされている通常の自治体事業を後押しする傾向にある。さらに、自治体による活動のピークが産業の不況期に一致すべく調整する努力がなされている。『救貧法委員会少数派』の勧告は、この処置が定常化すべきというものである。景気拡大と不況の波がおおまかに10年強であるから、可能な限り、公共事業は、民間産業の不況に自治体・政府雇用の拡大を接合する視座をもって、事前に10年の計画でなされるべきだと。」

(Hobhouse 1911b, 177-8)

公共事業についても、失業への「国家責任」が増大しつつある点が評価されている。特に、「労働市場の公的組織化とコントロール」における労働者の生活の安定という視点から、『少数派』の提案が支持されていることには注目すべきである<sup>15)</sup>。

さらに、失業保険についての、ホブハウスの視座は特徴的である。

「そうした努力〔公共事業〕も全てをカバーできず、失業保険計画が補足されるべきと提案されている。それは、失業したメンバーにすでに給付を行っている労働組合・友愛組合への補助という大陸での実験で有名なモデル〔ゲント制度〕に基づいてであるか、普遍的で強制的な新しい国家システム〔社会保険〕によるものであるかは別として。これらの競合的提案のメリットをここで論じるつもりはない。両方ともに貧困というニードへの公的補助が次第に増大する原理を有しているというのみで十分だ。—それはこれまで労働者が援助されないままにきたリスクについての大規模な測定への責任が国家によって承認されているということだ。」(Hobhouse 1911b, 177-8 [ ]内は引用者)

ここで言うゲント制度とはウェット夫妻の提案であり、社会保険はいうまでもなくリベラル・リフォーム（ベヴァリッジら）の案である。しかし、ホブハウスは後者を支持するのではなく、両方の案を均等に評価していた。そもそも、

---

15) Hobhouse (1911b), 178

ウェッブ夫妻側がリベラル・リフォーム（ベヴァリッジ）の社会保険を批判（「保険は予防しない」）<sup>16)</sup>したのと対照的に、ホブハウスは、ウェッブ夫妻の提案も、リベラル・リフォームも同列に評価している点に興味深い。その際のホブハウスのロジックは、失業問題への「国家責任」の承認という点にあることも明らかである。

とすれば、ここでも毛利（1981 [1990]）・大沢（1986）の図式には再考が必要であることになろう。仮にホブハウスが、抛出と引き替えの権利としての給付という視点を重視したのであれば、「社会保険」をこそ強く支持すべきであって、団体的自助の促進＝その意味で不十分な国家責任とも言うべきゲント制度は批判されるはずである。

もちろん、制度論の詳細から少し引いた視座から見れば、ホブハウスは単に国家による社会保障への関与の増大を一般論として評価していたとも見える。しかし、このように制度論から見ると大括りで総花的な主張に、これまで看過されてきた意図と必然性があったと考えることは出来ないであろうか。以下では、所得分配についてのホブハウスの議論に着目して、経済思想史的な視座から分析を進めてみたい。

### 3. 富の社会的要素への所有権回復と社会改良

ホブハウスの経済思想の特徴は、社会経済システムの視点から、単純素朴な経済システムの不完全さを批判する点にある。この点では、同時代のウェッブ夫妻のいう「社会科学 sociology」<sup>17)</sup>と同一の知的土壌にあった。ホブハウスは次のように述べていた。

「独力で富を築いたと自負する実業家は、あまり考えない。つまり、商業発展を可能にした秩序ある平和、道路・鉄道・海路の安全、熟練労働者大衆、文明による英知の総体、全般的な世界の進歩による生産物への需要、

---

16) ウェッブ夫妻における社会保険反対論（「保険は予防しない」）については、江里口（2008）を参照。

17) ウェッブ夫妻における「社会科学」の内容については、江里口（2008）を参照

数世代の科学者・産業組織者の集団的努力による発明の利用などがなかったなら、果たして彼は成功への道に一步でも踏み出すことができたかを。」

(Hobhouse 1911a, 98-99, 訳 142)

ホブハウスの社会経済システム観は、平和と安全のような伝統的な自由主義体制の基礎的要素のみならず、教育、知識、熟練、発明、組織などを含めた近代文明全般までも含む。それらは、市場で厳密に価格付けされることはなく、国家によって提供されてきたとも限らない。近代の産業発展において不可欠であるにもかかわらず、経済学の分析対象となることは少なく、いわば共同社会によって曖昧な形で維持されてきた。

さらに、ホブハウスは「生産にも社会的要素がある」として、以下のように言う。

「近代産業では、個人は一人では何も出来ない。分業は細分化し、分業の程度に応じて協同が必要となる。…生産方法について、人は能力の及ぶかぎり、文明の利器、他者の考案した機械、文明の賜物たる人間組織を利用する。こうして、社会は人々に良い条件やチャンスを提供するが、それを利用できるかは人によって違う。そして、これら良い条件やチャンスの活用こそが生産における個別・個人的要素であり、報酬に対する個人的請求権の基礎となる。良い経済組織には、この個人的努力の維持・刺激こそが必要である。」

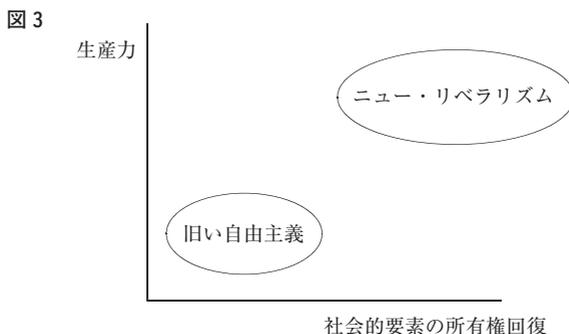
(Hobhouse 1911a, 99, 訳 143)

富の生産においても、知識や組織などの社会的要素が不可欠であり、個々人の成功もそれなしには考えられない。

ホブハウスは、そうした「社会の集団的事業の成果についての所有権を回復する」(Hobhouse 1911a, 100, 訳 144) ことが重要であると述べていた。

「経済学の基本課題は、財産の破壊にあるのではなく、財産の社会的概念を復活させ、現代のニーズに合わせた条件のもとに正しく位置づけることである。それは古代にあったような粗暴な再配分の仕方ではなされるべきではない。富の社会的要素を個人的要素から区別し、社会的な富の要素を公共の金庫に入れて、成員の最重要課題に役立つように、社会の裁量に任せるべきである。」(Hobhouse 1911a, 98, 訳 141)

「共有地のジレンマ」として言われるように、市場メカニズムは、富の社会的要素に対して、フリーライドする場合がある。富の社会的要素は経済発展に不可欠であるが、「所有権」はあいまいで、これを維持・発展させる責任主体が存在しない場合、次第に枯渇していく。これを防ぐには、市場メカニズムの及ぶ範囲を富の個人的要素に限定すべきであり、他方で、富の社会的要素を公共的に維持管理しなければならない。図3におけるように、旧自由主義の経済政策よりも、社会的要素に配慮をするニューリベラリズム（社会的自由主義）の経済政策のほうが、よりいっそうの経済発展を達成できるという基本構図である。



こうしたホブハウスの社会経済学構想（富の社会的要素への所有権の回復）は、宇沢弘文の言う「社会的共通資本」の考えと共通するものであり、教育問題から環境問題、ひいては文明社会論など様々に展開しうる側面を持っていた<sup>18)</sup>。その上で、ホブハウスは、社会的要素への「所有権の回復」として、「富の不等差」（Hobhouse 1911b, 143）を最も重視していた。

不平等の原因について、ホブハウスは2つの説明をしていた。第1に、労使間における交渉力の不平等、そして第2に、今日であれば「逆選択」に類似した分析である。

まず、第一の労使間の交渉力の不平等について、ホブハウスは次のように述

18) 宇沢（2000）を参照。

べていた。

「500人の職工を雇う工場の所有者がいて、生活手段のない一人の職工が仕事を求めており、両者が労働条件で交渉するでしょう。交渉が決裂すれば雇用者は一人を失うが、彼には499人がいて工場を続けていくことになる。最悪でも、別の職工を見つけるのに1日、2日待つくらいで、機械を動かすのに困ることはほとんどない。職工の方は、その期間に食べるものがなく、子供が飢えるかもしれない。そのような取り決めには、実質的な自由がどこにあるのだろうか。」(Hobhouse 1911a, 46-47, 訳 63)

労使には交渉力の差があり、労働者に団結権などを付与し、対等な交渉を保障すべきであるというロジックである。ホブハウスは、労働組合運動による「当事者間の実質的な平等」による「真の自由」の追求を主張する。国家による法整備による実質的な「自由」の保障として、ニュー・リベラリズムの真骨頂と見えないことも無いが、法制史上は、すでにT.H. グリーンの活躍した1870年代の労働法改正においてはほぼ解決済みであった<sup>19)</sup>。ウェッブ夫妻の『産業民主制論』(1897)のみならず、マーシャルの『原理』(1890)においても同様のロジックがしめされており、ホブハウスの特徴とは言えないようである。

むしろ興味深いのは、第二の主張(労働市場の逆選択)である。そのロジックはこうである。

「買い手の目先のニーズを満たすだけの自由競争システムでは、品質よりも安価さが求められ、生産の標準品質 standard をおのずと引き下げる傾向にある。もしそうなら、目先の利益追求によって始まったこのプロセスは、標準品質を全般的に引き下げ、人々の利益も満たされない結果となろう。」

(Hobhouse 1911b, 194-195)

今日の非対称性情報の経済学<sup>20)</sup>がいう「レモン」の取引で示されるように、買

19) 1870年代のイギリス労働法については、江里口(1995)を参照。

20) あるいは、「共有地の悲劇」のような社会学、倫理学の事例で説明可能かもしれない。ホブハウスの社会経済システムは、ソーシャルキャピタルに類する倫理関係を包含するものであり、この倫理関係が弱体化すると機能を低下させると把握されていたと理解できるかもしれない。いわゆる社会経済学については Bowles (2004) を参照。

い手が品質情報を十分に得られず、価格だけをシグナルに行動すると、結果的に品質低下をとまなう一層の価格引き下げ競争が生み出され、市場は品質の劣った製品で満たされてしまう。同様の事は労働市場についても言えるとホブハウスは言う。

「雇用者にとっては労働をなるだけ安く買うのが利益かもしれない。例外的な組織力がなければ、競争相手よりも高く払うことはできない。しかし、労働者が引き出される階級が、低賃金と劣悪な労働条件によって、能率が低下し、購買力が消失してしまうことは、全体としての雇用者の利益にはならない。」(Hobhouse 1911b, 195)

労働市場における逆選択と類似したロジックである。また強調されるべきは、個々の雇用者による目先の低賃金指向が、社会全体の労働ストックを枯渇させ、一国の生産力に支障を来たすとして、社会政策的な課題が論じられている。なお、購買力の低下（ホブソンの過少消費説）について、ホブハウスはこれ以上追求していない<sup>21)</sup>。

『産業民主制論』（1897）においてウェップ夫妻は、類似した分析からナショナル・ミニマムを提唱していた。ウェップは、不熟練労働者について、低賃金・低能率への「退行」に着目し、打開策をナショナル・ミニマムによる「進歩」軌道への引き上げを提唱した（国民的効率）。ただし、ウェップは労働者階級の上層については、マーシャル的な高賃金の経済の作用（「進歩」）を認めていた<sup>22)</sup>。

ホブハウスの特徴は、図4、図5を比較してみれば分かるように、低賃金の悪循環が、大まかに労働者階級一般に作用すると捉えられている点にある。この作用から逃れているのは、所有者階級のみである。この場合、所有者階級は、「企業者」もしくは「資本」の供給者であり倫理・政治面での社会への「貢献」者として、一定の機能も果たしている。いわゆるジェントルマンと理解さ

---

21) この意味で、マーシャルのいう経済騎士道、高賃金の経済論とは正反対である。ホブソンの過少消費説については、姫野（2009）を参照。ホブソンは、『産業の生理学』（1889年）において、すでに過少消費説を展開しており、ホブハウスはこれを熟知していたと考えられる。

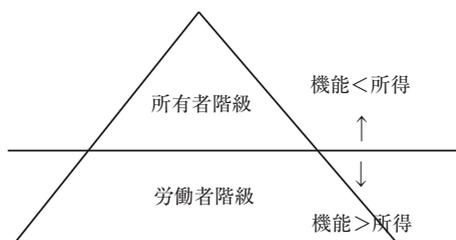
22) マーシャルとウェップ夫妻の比較については、江里口（2008）、42-55を参照。

れている階層のことになろう。ホブハウスは、イギリス自由主義における2人の偉人として、J.S. ミルとともにグラッドストーンを挙げていた。

「グラッドストーンは英知の力というより、道徳の力であった。彼は国民の生活レベル全体を高めた。いつも人々のなかにある最良のものに訴えかけることによって、彼は公的責任の観念を深め、なかば意識的に、社会的良識が十分に発揮される道を開いた。」(Hobhouse 1911a, 58, 訳 80)

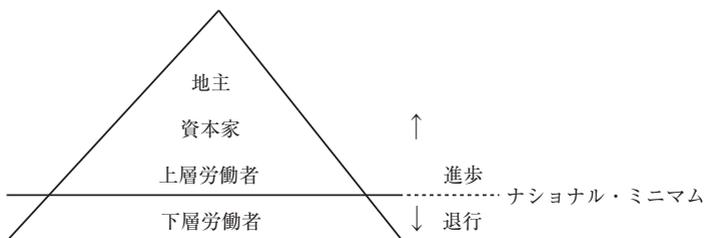
ホブハウスは、ジェントルマンという言葉をも示的に使用していないが、ある程度の富を持つことが富の社会的要素への貢献をもたらす条件であると暗黙に想定していた。いわゆるソーシャルキャピタルの観点からすれば、人間関係資本と富の豊かさが比例するという基本的人間把握がみられる箇所である。富は徳であるというわけだ。

図 4



ホブハウス

図 5



ウェッブ夫妻

しかしホブハウスの自由主義的社會主義の特徴は、所有者階級の所得が、機能（経済面、倫理面）に対して不釣り合いに大きいと現実把握している点にある。

「相続・遺産の法律によって巨大な不平等が永続する経済システムは、根本的に間違っているのではないか？ 大多数の人々が自力で稼げる以上を持たずに生まれ、またある人々は、最も優れた人に値する社会的価値さえも超えた分を持って生まれる状態を、私たちは黙認すべきであろうか。」（Hobhouse 1911a, 97, 訳 140）

「利用可能な資本の供給量を減少させることなしに、また価値ある貢献を失うことなしに、相続された富への一定の課税が可能だと経験が示せば、結果は純粹な利益となる。」（Hobhouse 1911a, 103, 訳 148）

所有者階級では、所得が機能に対して不釣り合いに大きいので、不労所得・相続による富に課税強化しても、機能は低下しない。ホブハウスは、所有者階級の所得を、現実的には年5,000ポンドにまで引き下げることが可能と考えていた（Hobhouse 1911a, 104, 訳 149-150）。逆に、労働者階級全体は、機能よりも所得が少なく、再配分の対象となる。先にホブハウスは富の社会的要素として「熟練労働者大衆」をあげていた。最終的な目標は、「社会的貢献と報酬の均衡」（Hobhouse 1911a, 107, 訳 155）である。そのことで、富の社会的要素は十分に維持され、経済社会全体として経済・倫理面の効率が達成されることで、再配分が正当化されるのである。

「経済的正義とは、しかるべき報酬を個々人にのみならず、有用な貢献を行っている社会的・個人的機能にも与えることである。そしてこの報酬額は、有用な機能の効率的な実行を刺激し、維持するのに必要な量によって測られる。この機能と生計手段との均衡が、経済的平等の真の意味である。」

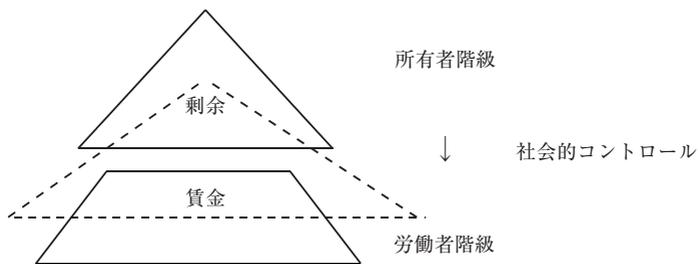
（Hobhouse 1911a, 99, 訳 143）

ここにホブハウスの所得再配分論の鍵となる「社会的機能の維持としての社会的正義」（Hobhouse 1911a, 104, 訳 150）が見られる。図 6 にみられるように、労働者階級は、彼独自の貧困化理論によって「社会的機能」を有効に発揮できない。所有者階級は一面ではジェントルマンとして「社会的機能」を果たして

いるが、報酬は不釣り合いに大きい。

こうして、再分配によって「社会的貢献と報酬の均衡」が達成されるべきという意味は、当時の歴史的現実では、垂直的所得再分配による社会改良であるということになる。「〔労働者階級の〕社会的な機能は、いずれも個人の生涯を通して、この機能を刺激し、維持するための十分な報酬を受けなければならない」(Hobhouse 1911a, 105, 訳 152) のである。ホブハウスにおいて、富の社会的要素への所有権回復は、ナショナル・ミニマムに類する主張を促すことにもなる。「経済倫理学の理にかなった計画において、我々は、公共的資源への一定のミニマム請求権として、共同社会成員としての真の財産権をもつべきではなからうか」(Hobhouse 1911a, 97, 訳 140) とホブハウスは述べていた。

図 6



点線：社会的機能と報酬の均衡した姿

ホブハウスの『労働運動』(1912 [1893])における労働組合運動の意義は、この観点から説明されている。例えば、彼の「ミニマム賃金」<sup>23)</sup>の概念も、社会経済システムの保持のために必要な政策提言であった。その場合、労働組合、共同組合のような中間組織が、こうした再分配において大きな役割を果たすことは言うまでもない<sup>24)</sup>。

23) ホブハウスの「ミニマム賃金」「生活賃金」とウェッブ夫妻の「ナショナル・ミニマム」との関係については、今後の課題である。

24) ホブハウスは「人間進歩は…意識的・無意識的な協同に見いだされる。この活動においては、ヴォランタリー・アソシエーションの役割がますます大きくなる」(Hobhouse 1911a, 71, 訳 101) と述べていた。

しかしそれだけではなく、いわゆるリベラル・リフォームとして知られた、自由党による社会保障立法を支える原理でもあった。「あらゆる種類の経済的レントを私的な金庫から公的な金庫へと移すのが、産業システムの民主的コントロールの目標である。この原理は、1909年の人民予算において、国民から承認されている。」(Hobhouse 1912 (1893), 118-119) とホブハウスは述べていた。

ここまで、ホブハウスにおける富の社会的要素への所有権回復、所得の不平等（労働市場の逆選択）という現実と垂直的所得再配分の必要性、さらにはその具体策としてのリベラルリフォームへの支持というロジックを追ってきた。ここで、本論文の2で指摘した問題、すなわちホブハウスにおけるベヴァリッジ（社会保険派）との意外な距離、およびウェット夫妻らとの垂直的再配分モデルとしての緊密さ、に立ち戻って考察してみよう。

まず、ホブハウスによるリベラル・リフォームへの支持は、垂直的再配分という点からなされていた。それは、ベヴァリッジらの水平的再配分すなわち社会保険を主軸とした構想とは異なり、当然、抛出制と引き替えの「権利」性というロジックも存在しない。ホブハウスのいう「権利」とは、「社会的報酬と貢献の均衡」を「経済的正義」とみなす社会経済システムの効率維持のために必要とされている。以上から、ホブハウスとウェット夫妻との緊密性は、たんなる政策論的な表面上のことではなく、経済思想的な類似性に支えられていたということができる。両者ともに、経済システムの外部に社会経済システムを配置し、後者の長期的な効率性維持という観点から、貧困問題を捉え直した。ウェット夫妻はあくまでそれを効率原則（人的資本論）から説明し、ホブハウスは貢献（機能）の裏返しとしての権利（社会的要素の所有権回復）と説明したという整理が可能であろう。

#### 4. 『少数派報告』批判

表面上の政策パッケージで共通性の多い両者であるが、ここで注目すべき決定的な違いもある。それは、ウェット夫妻に対して向けられた「官僚的社会主義」(Hobhouse 1911a, 89, 訳 129)<sup>25)</sup>というホブハウスからの批判である。そも

そも両者には、社会保険への反対、無拠出年金・累進課税・公的扶助・最低賃金への賛成など、基本政策において類似点が多かった。しかし、何故、ホブハウスは、ウェット夫妻らに対して「官僚主義的社會主義」というかきも厳しい批判を行い、自己の構想の独自性を強調しようとしたのであろうか。

ホブハウスによるウェット夫妻への批判の具体的論点について見てみよう。それは、原理的には、公的扶助の給付における権利性（ホブハウス）と介入主義（ウェット）との対立に求めることができる。

ホブハウスは次のように述べていた。

「我々は、外的な懲罰には反対しなければならない。というのもそれは純粹に倫理的な思考を追い出し、合理的な選択へのドアを閉めてしまうからだ。自由とはそれゆえ精神的・道徳的な発展の条件であり、自発的感情、知性や意志の真剣な反応に価値を置く社会的・個人的生活のあらゆる形態における条件である」(Hobhouse 1911b, 199-200)

名指しされている訳では無いが、ウェット夫妻の少数派報告における「統制」指向を批判した箇所である。具体的には、扶助と引き替えの職業訓練の強制および拘留コロニーの併設という提案のことである。ウェット夫妻は、失業者を救貧行政から切り離し、新設の労働省管轄のもとで、(1)職業紹介所による情報提供、(2)雇用契約の監視による不完全就業者の正規雇用者への転換、(3)義務教育による労働市場からの児童の排除、(4)反循環的な公共事業、などを経ても取り残されるであろう「わずかな残余の労働者」に、強制的な手法を適用しようとしていた<sup>25)</sup>。大沢も指摘するように、ウェット夫妻の構想における統制主義的な箇所としてしばしば注目を集めてきた。

ホブハウスは次のように述べていた。

「外部の秩序がもつ機能は、人格を作り出すことではなく、人格の成長のための最適の諸条件を提供することである。かくして、議会制定法で人々を善良にできる可能性はあるのかどうか、というありふれた質問への答えは次

25) ただし、ここでウェット夫妻が名指しされているわけではない。本稿では、コリーニ (Colini 1979) 以降の伝統的な理解を踏襲した。

26) ウェット夫妻の失業対策論については、江里口 (2008), 137-142を参照。

のようになる。道徳性は自由な行為者の活動あるいは性格だから、これを強制することはできないが、道徳性が発達できる諸条件を創造することは可能であり、これらのなかで最も重要な条件が他者による強制からの自由である」(Hobhouse 1911a, 76, 訳 110-111)

ここで想起されるべきは、T.H. グリーンの自由主義における功利主義批判の論点である。グリーンの弟子を自称していたホブハウスからすれば、ウェップ夫妻のこうした構想は、自由主義に反する功利主義的要素と見えたのである。確かに、ウェップ夫妻の貧困の「予防」構想には、ベンサム的な行政効率追求の発想が見て取れ、ホブハウスの自由主義とは相容れない部分ということになる。

ここで、ウェップ夫妻の「国家主義」的な統制モデルに強く反対した代表的論者として、多数派報告のボザンケを挙げることができる。ボザンケは、国家による援助と強制は、個人の自立を阻害するので、対等な関係における私的慈善(C.O.S.)こそが、貧困者の自立を促すというロジックから、ウェップ夫妻と対立していた<sup>27)</sup>。ホブハウスは、多数派の見解に賛同していたのであろうか。違うようである。ホブハウスは次のようにも述べていた。

「しかし、何らかの外的な援助に依存することは自立の破壊だ、と強く主張されるかもしれない。私的な慈善に支援を求めることがこのような効果を持つ、というのは本当だろう。というのも、それは人に他人の善意をあてにさせるからである。だが、法的な権利とみなすことができる形の援助は、必ずしも同じ効果をもたらさないと考えられる。」(Hobhouse 1911a, 95-96, 訳 138)

私的慈善こそが自立を阻害し、公的な援助かつ権利として扶助支給が自立を促すという主張であり、ホブハウスとボザンケは真逆の関係にあった。ホブハウスの主張は、彼が支持した無拠出老齢年金のロジックで確認したように、抑止的な救貧法から脱却した「権利」としての年金こそが自立を促すというものであった。ホブハウスの言う扶助への「権利」とは、国(ウェップ)にしる、私的慈善(ボザンケ)にしる、他者からの介入の伴わない所得保障を受ける「権

---

27) ボザンケについては、江里口(2007)を参照。

利」ということになろう。ホブハウスは次のように述べていた。

「自由とは、社会は人格のこの自己指導力の上に安全に構築されうるし、真の共同社会を樹立できるのは、この基礎の上にだけであり、そのように建設されれば、その土台は非常に深くて広いので、建物の大きさについての制限などない、という信念である。こうして、自由とは個人の権利というよりも、社会の必要物なのである。」(Hobhouse 1911a, 66, 訳 94)

ホブハウスにおけるグリーン的な自由主義を見いだす事ができる箇所である。グリーンは、他者から強制されることのない自由な人格形成のみが、本来の倫理的な共同社会を促しうると把握していた。こうした「人格の自己指導力」への「信念」<sup>28)</sup>が、ホブハウスの自由主義にも受け継がれているのである。

## 5. 結 論

リベラル・リフォームを推進したホブハウスであるが、その政策論は、リベラル・リフォーム内部の社会保険派よりも、ウェップ夫妻との類似点が多い。つまり、社会保険モデルそれ自体ではなく、税による垂直的再配分を指向していた。こうした類似性は、狭い経済効率より社会経済システムの効率を上位に置く両者の「社会経済学」の共通性から来していると説明できる。ホブハウスはこれを富の社会的要素への所有権回復という言葉で表現した。こうしたロジックは、ミニマム請求権という方向へも展開することになる。

しかし、公的扶助の運営にあたっての介入モデル（ウェップ）を批判するにあたって、ホブハウスはウェップに対して「官僚主義的社会主義」<sup>29)</sup>という言葉

28) こうした「信念」がホブハウスにおいて、どのようなロジックで正当化されているかについては今後の課題である。

29) 従来の研究史では、この点が過度に拡大解釈されて、ウェップ夫妻とホブハウスの距離感が誤って過大に描かれてきたように思われる。議論の当事者たちは、時代のコンテクストを共有している以上、共通点よりも、差異を強調する傾向にある。しかし現代の思想史家はその言葉をコンテクスト抜きで、文字どおり解釈すると誤解を生み出してしまう危険がある。「共通点」を前提にした「差異」を強調すべき言葉が、「差異」のみを強調する言葉として誤解されてしまう危険性がある。冒頭に引用したハリスの言葉は、こうしたコンテクストを重視した思想史の再解釈への問題提起であると考えられる。

葉を使用した。他者からの介入（強制，慈善）をとまなう所得給付ではなく，ホブハウスが提示したのが，「権利」としての公的扶助であった。ホブハウスにおける扶助への「権利」に着目した大沢（1986）は一面で正しい。しかし，注目すべきは「権利」が，ホブハウスにおいては，倫理的進歩の条件とも理解されており，彼のグリーン的な自由主義の論理から導き出されていることである。

ここに，ホブハウスにおける「権利」の二重性を見ることが出来る。それは第一に，富の社会的要素への所有権回復というロジックから引き出される権利のことであり，労働者大衆が本来有する社会的機能への見返りとしてのものであった。ここに経済社会を単なる市場取引に限定せず，より大きな社会経済システムとして効率追求されるべきと把握するホブハウスの「社会主義」の特徴を見いだすことができる。そして第二に，所得保障における他者からの介入を伴わない状態への権利であり，これはホブハウスにおける「自由主義」（グリーン）の側面を表している。ホブハウスの言う「自由主義的社会主義」とは，こうした権利把握の二重性にも表れているという事が可能かもしれない。

本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。

## 文献

- Berlin, I. 1969 *Four Essay on Liberty*, Oxford. (小川他訳『自由論』みすず書房, 1971年)
- Bowles, S. 2004 *Microeconomics: behavior, institutions, and evolution*, New York: Russell Sage Foundation. (塩沢由典, 磯谷明德, 植村博恭訳『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版, 2013年)
- Clarke, P. F. 1971 *Lancashire and the New Liberalism*, Cambridge University Press.
- Cole, M. (1945) 1946. *Beatrice Webb*, London: Longmans, Green and Co. (久保まち子訳『ウェブ夫人の生涯』誠文堂新光社, 1982年)
- Collini, S. 1976. *Hobhouse, Bosanquet and the State, Past and Present*, (72), 86-111.
- Collini, S. 1979. *Liberalism and Sociology; L. T. Hobhouse and Political Argument in England 1880-1914*, Cambridge.
- Friedman, M. 2002 (1962). *Capitalism and Freedom, 40th Anniversary Edition*, University of Chicago Press, Chicago and London. (村井訳, フリードマン『資本主義と自由』日経BPクラシックス, 2008年)
- Fitzpatrick, T. 1999. *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave Publishers Ltd. (武川正吾・菊池英明訳『自由と保障：ベーシック・インカム論

- 争』勁草書房、2005年)
- Freeden, M. 1978. *The New Liberalism*, Oxford, Clarendon Press.
- Green, T. H. 1879-1880. Lectures on the Principles of Political Obligation, Theommes Press
- Green, T. H. 1881. Lecture on Liberal Legislation and Freedom of Contract, *Collected Works of T. H. Green, Vo.III*, ed. by R. L. Nettleship, 1997, Theommes Press.
- Harris, J. 1992. Political Thought and the Welfare State 1870-1940: An Intellectual Framework for British Social Policy, *Past and Present*, (135), 116-141.
- Harris, J. 1996. From Sunspots to Social Welfare: the Unemployment Problem 1870-1914, in B. Corry ed. *Unemployment and the Economists*, Cheltenham, Edward Elgar.
- Hobhouse, L. T. 1911a. *Liberalism*, Oxford. (吉崎祥司訳『自由主義：福祉国家への思想転換』大月書店)
- Hobhouse, L. T. 1911b. *Social Evolution and Political Theory*, Columbia University Press, New York.
- Hobhouse, L. T. 1912 (1893). *The Labour Movement*, 3rd edition, T. Fisher Unwin. London.
- Hobsbawm, E. J. 1964. *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, London, Weidenfeld and Nicholson. (鈴木幹久・永井義雄訳『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房、1968年)
- McBriar, A. M. 1962. *Fabian Socialism and English Politics: 1884-1914*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Pease, E. R. 1925. *The History of the Fabian Society*, London: George Allen & Unwin.
- Webb, Sidney 1890. Reform of the Poor Law, *Contemporary Review*, July. in Gladstone, D. ed. 1996, *Poverty and Social Welfare*, London, Routledge, 353-378.
- Wilson, A. and G. S. MacKay 1941. *Old Age Pensions: an Historical and Critical Study*, London, Oxford University Press.
- 安保則夫, 2005. 『イギリス労働者の貧困と救済—救貧法と工場法』井野瀬久美恵・高田実編, 明石書房
- 宇沢弘文, 2000. 『社会的共通資本』岩波新書
- 江里口拓, 1995. 「ウェット夫妻の労働組合論の歴史的背景について」『経済論究』九州大学大学院経済学会, 91号, pp.1-30
- 江里口拓, 2001. 「イギリス福祉政策思想史：20世紀初頭における貧困・失業をめぐる諸思想—」『経済学史学会年報』経済学史学会, 40
- 江里口拓, 2007. 「バーナード&ヘレン・ボザンケの福祉政策論—“慈善組織協会”の社会哲学とソーシャル・ワーカー—」『愛知県立大学文学部論集 (社会福祉学科編)』55
- 江里口拓, 2008. 『福祉国家の効率と制御：ウェット夫妻の経済思想』昭和堂
- 尾崎邦博, 1995. 「ホブハウスと新自由主義の哲学」『経済科学』43(3), 17-32
- 尾崎邦博, 2008. 「L.T. ホブハウスの賃金論」『経済科学』56(2)
- 小峯敦, 2007. 『ベヴァリッジの経済思想—ケインズたちとの交流—』昭和堂
- 近藤真司, 1997a. 『マーシャルの「生活基準」の経済学』大阪府立大学経済研究叢書, 第85冊
- 近藤真司, 1997b. 「マーシャル経済学における進歩と自由」田中眞晴編著『自由主義経済思想の比較研究』名古屋大学出版会
- 大沢真理, 1986. 『イギリス社会政策史』東京大学出版会
- 芝田秀幹, 2006. 『イギリス理想主義の政治思想：バーナード・ボザンケの政治理論』芦書房

- 高田実, 2005. 「イギリスにおける友愛組合と1908年老齢年金法 — 福祉の共同性における受容と排除 —」高田実・鶴島博和編著『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社, 111-146
- 寺尾範野, 2011. 「レオナード・ホブハウスの権利論 — 「リベラルな福祉国家」の構想」『政治思想研究』第11号, 5月
- 寺尾範野, 2012. 「ニューリベラリズムによるボザンケ批判の再考：倫理, 国家, 福祉をめぐって」『イギリス哲学研究』(35), 53-68
- 寺尾範野, 2014. 「初期イギリス社会学と「社会的なもの」：イギリス福祉国家思想史の一断面」『社会思想史研究』社会思想史学会年報(38), 144-163, 藤原書店
- 西沢保, 2007. 『マーシャルとイギリス歴史学派の経済思想』岩波書店
- 八田幸二, 2001a. 「J. A. ホブソンの新自由主義と過少消費説」『経済学史学会年報』(40), 81-92
- 八田幸二, 2001b. 「イギリス新自由主義の思想的特徴 — J. A. ホブソンと L. T. ホブハウス」『経済と経済学』東京都立大学経済学会, (95), 19-29
- 姫野順一, 2010. 『J. A. ホブソン 人間福祉の経済学 — ニューリベラリズムの展開』昭和堂
- 本郷亮, 2001. 「初期ピグーの再評価：福祉国家論の先駆者として」『経済学史学会年報』(39), 116-127
- 本郷亮, 2007. 『ピグーの思想と経済学：ケンブリッジの知的展開のなかで』名古屋大学出版会
- 本郷亮, 2009. 「初期ピグーの事前論と救貧法改革論」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』(9), 65-76
- 松山直樹, 2014. 『A. マーシャルにおける経済騎士道と公正賃金』経済学史研究55(2), 54-72
- 毛利健三, 1981. 「世紀転換期における貧困観の旋回」『社会科学研究』32(5)
- 毛利健三, 1990. 『イギリス福祉国家の研究 — 社会保障発達の諸画期』東京大学出版会
- 山崎聡, 2011. 『ピグーの倫理思想と厚生経済学：福祉・正義・優生学』昭和堂
- 山本卓, 2006. 「イギリスにおける自立支援型の年金政策 — C. プースの普遍主義的年金構想を再考する —」『立教法学』71号
- 山本卓, 2009. 「レオナード・ホブハウスの「自由主義的社会主義」：ナショナルミニマムの政治理論」『政治思想研究』(9)